

国立大学法人筑波大学秘密保持に関する指針

平成21年2月9日
知的財産統括本部長裁定
改正 平成21年4月1日
産学連携本部長裁定
改正 平成23年10月1日
産学連携本部長裁定
改正 平成24年4月1日
産学連携本部長裁定
改正 平成28年2月18日
国際産学連携本部長裁定

(目的)

第1条 この指針は、国立大学法人筑波大学（以下「本学」という。）が企業等外部の機関（以下「企業等」という。）との事業化の検討、共同研究若しくは受託研究又はこれらの研究の可能性の検討等（以下「研究等」という。）を行うに当たり、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た情報、又は研究の遂行中に発生し、かつ、相手方と秘密にすることで合意した情報、又は研究等の業務を行うに当たり既に本学が保有していた関連情報に関して、本学の職員等が従うべき基本的な事項を定めることにより、本学の秘密情報の保護を図り、かつ相手方の秘密情報の侵害を未然に防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則による用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1)「研究担当者」とは、共同研究契約又は受託研究契約（以下「共同研究契約等」という。）に基づき、当該研究に従事する本学の職員をいう。
- (2)「研究協力者」とは、研究担当者以外の者であって、企業等の相手方の同意を得た上で研究に参加・協力する本学の職員及び学生等をいう。
- (3)「知的財産管理に携わる学内部局職員」とは、知的財産管理の実務に従事する国際産学連携本部、産学連携部、エリア支援室等の職員をいう。
- (4)「研究代表者」とは、研究担当者のうち、共同研究契約等における本学の研究代表者及びその他の守秘義務を伴う研究における本学の実務上の研究責任者をいう。

(適用範囲)

第3条 この指針は、締結した契約によって実施される研究の業務遂行上、秘密情報の開示が必要な研究担当者、研究協力者及び知的財産管理に携わる学内部局職員に適用する。

(秘密情報)

第4条 秘密情報とは、契約書に基づいて実施される研究の遂行に当たり、本学又は企業等がそれぞれ相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た情報、又は研究の遂行中に発生し、かつ、相手方と秘密にすることで合意した情報であって、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活用に有用なものをいう。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
- (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
- (6) 書面により事前に相手方の同意を得た情報
- (7) 法令、規則、命令等に基づいて官公庁、裁判所等の公的機関から開示の要求を受けた情報

(秘密情報管理責任)

第5条 研究代表者は、秘密情報管理の直接的責任を負うものとし、契約完了後又は契約中止後も、当該契約書に明記される秘密保持義務の有効期間中、秘密漏洩防止につき必要な措置を講ずるとともに、秘密管理の徹底に努めなければならない。

2 秘密情報管理責任者である研究代表者は、秘密情報管理に疑義が生じた場合、所属長を経由して速やかに学長に

報告しなければならない。

3 学長は、前項の報告に基づいて、国際産学連携本部長をもって問題解決に当たらせることができる。

(秘密情報の管理)

第6条 秘密情報については、秘密漏洩及び相手方の秘密情報の侵害がないよう管理の徹底に努めなければならない。

(秘密情報の学内への開示)

第7条 秘密情報の開示は、当該研究業務上必要な研究担当者、研究協力者及び知的財産管理に携わる学内部局職員の範囲とする。

2 研究代表者は、秘密情報管理責任者として、秘密情報を開示した研究担当者、研究協力者に対し秘密保持を徹底するものとする。

3 秘密情報の開示を受けた研究担当者、研究協力者及び知的財産管理に携わる学内部局職員は、当該秘密情報を秘匿しなければならない。

4 研究代表者は、研究協力者に対して、誓約書の提出を求めることができる。この場合において、研究代表者は、様式例3を参考とするものとする。

(秘密情報の学外への開示)

第8条 研究代表者は、秘密情報を学外へ開示しようとするときは、契約の相手方の許可を得なければならない。

2 前項の許可を得た場合は、当該開示先に対し、当該許可内容に基づく守秘義務を課すものとする。

(異動又は退職後等の守秘義務)

第9条 秘密情報の開示を受けた研究担当者、研究協力者及び秘密情報を知り得た知的財産管理に携わる学内部局職員は、異動、退職後又は卒業後、在職又は在学中に知り得た秘密情報を当該共同研究契約で定める秘密保持義務の有効期間中、第三者に開示又は漏洩してはならない。

2 研究代表者は、秘密情報の開示を受けた研究協力者の卒業に当たって、秘密保持契約の締結又は誓約書の提出を求めることができる。

(秘密保持契約の名義人)

第10条 本学が研究等の業務を行うに当たって、企業等と締結する秘密保持契約の名義人は、原則として研究代表者とする。研究代表者は、本学のために本学を代表して、企業等と秘密保持契約を締結するものとする。

2 前項の場合において、企業等から特に本学の組織を代表する者を秘密保持契約の名義人とするよう希望があった場合は、研究代表者が所属する系の長等所属長を当該名義人とするすることができる。

3 前2項の場合において、その事務処理は各エリア支援室等が当たるものとする。この場合において、各エリア支援室等は、様式例1及び2を標準とし、これらの様式例によりがたい特別の事情があるときは、産学連携部産学連携課に協議するものとする。

附 則

この指針は、平成21年2月9日から施行する。

附 則

この指針は、平成21年6月26日から施行し、改正後の国立大学法人秘密保持に関する指針の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成28年2月18日から施行する。